

薬生発1016第5号

平成30年10月16日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第118号。以下「改正省令」という。）については、平成30年9月28日に公布され、平成30年10月31日から施行することとされたところです（当該改正省令は別添の通りです。）。

その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

1 薬剤師免許申請等の際の添付書類について

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条第1項の規定による薬剤師免許の申請等の際の添付書類については、薬剤師法施行令（昭和35年政令第13号）第3条等の規定により省令に委任されており、薬剤師法施行規則（昭和35年厚生省令第5号）第1条、第3条、第5条又は第6条の規定に基づき戸籍謄本等を添付することとされている。

今般、「申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－結果に基づく勧告」（平成30年3月総務省勧告）を踏まえ、薬剤師免許申請等の際の、氏名、生年月日及び本籍地の確認について、本籍地の記載がある住民票の写し等で確認ができる場合は、戸籍

謄本又は戸籍抄本に代えて当該住民票の写し等を添付すればよいこととするもの。ただし、薬剤師国家試験申請時から薬剤師免許申請時までの間に本籍、氏名等に変更があった者については従来通り戸籍謄本等の添付を要するものとする。

2 薬剤師免許申請書等への厚生労働大臣の氏名の記載について

薬剤師法第7条第1項の薬剤師免許の申請等に係る免許申請書等の様式については、薬剤師法施行令第11条の規定により省令に委任されており、薬剤師法施行規則様式第1から第5まで、第6の2から第6の5まで、第7及び第9において定められている。

今般、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、医療従事者免許の各種申請に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する要望が出されたことを踏まえ、薬剤師免許申請等の申請書様式中、厚生労働大臣の氏名を申請者が記載する欄を削除するもの。

(参考)

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）

第2 改正の内容

免許申請時の添付書類として、日本国籍を有する者（薬剤師国家試験申請時から薬剤師免許申請時までの間に本籍、氏名等に変更があった者を除く。）については、戸籍謄本又は戸籍抄本の代わりに、本籍地の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を可能とする改正を行う。

また、薬剤師法施行規則様式第1、様式第2、様式第4、様式第5、様式第6の2から第6の5まで、様式第7及び様式第9において免許申請書等への厚生労働大臣名の記載を不要とする改正を行う。

第3 施行期日

改正省令は、平成30年10月31日から施行する。

○厚生労働省令第百十八号
 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）第三条及び第十一条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年九月二十八日
 厚生労働大臣臨時代理
 国務大臣 松山 政司

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令
 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

（傍線部分は改正部分）

第一条（免許の申請手続）

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限り。第六条第二項において同じ。）若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限り。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。第六条第二項において同じ。）（薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地、都道府県名又は国籍に変更があつた者については、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。）又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。）及び当該変更を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更を証する書類とする。）

3 二、四（略）

（薬剤師名簿の訂正の申請手続）

第三条（略）

- 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
- 3 （略）

第一条（免許の申請手続）

2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

3 二、四（略）

（薬剤師名簿の訂正の申請手続）

第三条（略）

- 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
- 3 （略）

第五條 (免許証の書換え交付申請) (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

3・4 (略)

第六條 (免許証の再交付申請) (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書を添えなければならない。

3・4 (略)

様式第一中 「厚生労働大臣 殿」を「厚生労働大臣 殿」に改める。

様式第二中 「3 変更前の氏名又は本籍地都道府県名若しくは国籍」を「3 変更前の氏名、本籍地都道府県名若しくは国籍又は性別」に、「厚生労働大臣 殿」を「厚生労働大臣 殿」に改める。

様式第四、様式第五、様式第六の二、様式第六の四、様式第六の五、様式第七及び様式第九中 「厚生労働大臣 殿」を「厚生労働大臣 殿」に改める。

附 則

1 (施行期日) この省令は、平成三十年十月三十一日から施行する。

2 (経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第五條 (免許証の書換え交付申請) (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

3・4 (略)

第六條 (免許証の再交付申請) (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中長期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)を添えなければならない。

3・4 (略)

「申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－」

の結果に基づく勧告に対する改善措置状況

【勧告先】金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

【勧告日】平成29年3月28日 【回答日】平成30年4月17日～4月27日

背景等

- 申請手続等は、申請者の負担軽減の観点から不断に見直すことが必要
国民から、①戸籍謄本（又は戸籍抄本）の提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしい、②相続時には複数部数の戸籍謄本等が必要となり交付手数料がかさむので、提出した戸籍謄本等を返却してほしい（行政相談委員の意見）といった要望あり。
- 戸籍謄本等は、多くの申請手続等で共通的に提出が求められているが、
 - 住民票の写しと比較して一般に交付手数料が高額、本籍地と住所地が異なる場合には郵送による交付申請を行う必要があるなど取得に手間がかかる等の事情あり。
 - 相続時に必要とされる多くの手続の中には、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続と、返却していない手続あり。

1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

勧告事項

① 本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続

⇒ **法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと（14手続）**

② 試験申込等から登録申請までの間の「氏名」等の変更の有無を確認するため戸籍謄本等の提出を求めている手続

⇒ **法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと（26手続）**

主な改善措置状況

14手続全てについて、省令等の改正により本籍記載のある住民票の写しでも本人確認等を行うことができる旨規定

◆14手続の例

⇒ 公有水面埋立免許の申請、港湾運送事業の許可の申請、海事補佐人の登録の申請

5手続について、省令改正により試験の申請時から「氏名」等に変更があった者を除き、本籍記載のある住民票の写しでも本人確認等を行う旨等規定

⇒残り21手続は平成30年9月までを目途に省令等を改正予定

◆改善措置を行った5手続の例

⇒ 税理士の登録の申請

◆改善措置予定の21手続の例

⇒ 看護師免許の申請（H29登録者数 約5万5,000人）

申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成28年8月～29年3月
- 2 対象機関 調査対象機関：全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）
関連調査等対象機関：特殊法人、国立大学法人、都道府県、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成29年3月28日 金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

【回答年月日】 平成30年4月17日～30年4月27日

金融庁	平成30年4月27日	総務省	平成30年4月17日	財務省	平成30年4月23日
厚生労働省	平成30年4月20日	農林水産省	平成30年4月26日	国土交通省	平成30年4月26日

【調査の背景事情】

- 申請手続等は、申請者の負担軽減の観点から不断に見直すことが必要であり、総務省においても見直しの推進に継続的に取り組み
- 戸籍謄本（又は戸籍抄本、以下、双方をあわせて「戸籍謄本等」という。）は、多くの申請手続等において提出が求められているが、①戸籍謄本等の交付手数料（450円）は、一般に住民票の写しの交付手数料（300円程度）より高額である、本籍地と住所地が異なる場合には郵送による交付申請を行う必要があり取得に手間がかかる、身分事項などいわゆる機微情報が記載されている等の事情がある、②申請手続等の中には戸籍謄本等の提出を求めることなく、住民票の写しの提出を求めているものがある、③相続時に必要とされる手続の多くで戸籍謄本等の提出を求めているが、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続がある。
- 国民から、①戸籍謄本等の提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしい、②提出した戸籍謄本等を返却してほしいといった要望あり。
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、申請手続等における国民負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>関係府省は、戸籍謄本等の提出を求めている手続について、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと。(総務省、国土交通省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 本人確認等のため戸籍謄本等の提出が必要とされている手続のうち、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能と考えられる手続(14手続)</p> <p>① 本人確認のため、「氏名」「生年月日」及び「本籍地」(以下、これらを総称して「3 情報」という。)を確認している手続【公有水面埋立免許の申請等 9 手続】</p> <p>② 本人確認のため及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、3 情報を確認している手続【軽油引取税における元売業者の指定の申請、港湾運送事業の許可の申請等 4 手続】</p> <p>③ 本人確認のため及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、3 情報を確認している手続【海事補佐人の登録の申請 1 手続】</p> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油取引税における元売業者の指定の申請 ・ 軽油取引税における仮特約業者の指定の申請 ・ 軽油取引税における特約業者の指定の申請 	<p>【総務省】</p> <p>→ 「平成 29 年度税制改正の大綱」(平成 28 年 12 月 22 日閣議決定)において、「軽油引取税における元売業者、仮特約業者又は特約業者の指定の申請を個人が行う場合の申請書に係る添付書類のうち、戸籍抄本について</p>

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>行政書士の登録の申請</p> <p>【財務省】</p> <p>税理士の登録の申請</p>	<p>→ 平成 30 年 6 月を目途に、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）は、日行連が定める「日本行政書士会連合会会則」を改正して、試験申込等から登録申請までの間に「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行う旨規定する予定である（当該取扱いの実施時期は、現時点では未定）。</p> <p>各行政書士会及び申請者への改正内容の周知徹底については、平成 30 年 7 月を目途に、総務省から日行連に要請していく予定である。</p> <p>【財務省】</p> <p>→ 税理士法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 28 号）により税理士法施行規則（昭和 26 年大蔵省令第 55 号）が改正され、税理士の登録申請書に添付が必要とされる戸籍抄本について、試験申込時から登録までの間に氏名等の変更がある申請者を除き、提出を要しないこととされた（平成 30 年 4 月 1 日から適用）。</p> <p>また、登録事務を行う日本税理士会連合会においては、税理士法施行規則の改正を踏まえ、日本税理士会連合会ホームページを通じて申請者等への周知を行っており、各税理士会に対しても申請者への周知を行うよう連絡しているところである。なお、日本税理士会連合会会則の改正は 7 月の定期総会で行う予定である。</p>
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師免許の申請 ・ 歯科医師免許の申請 ・ 保健師免許の申請 ・ 助産師免許の申請 ・ 看護師免許の申請 	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 免許申請書に添えなければならない書類を戸籍の謄本若しくは抄本又は本籍記載のある住民票の写しに変更するため、関係省令を改正することについて、平成 30 年 7 月にパブリックコメントを実施し、同年 9 月を目途に改正する予定である。</p> <p>上記の改正後、平成 31 年の免許申請から当該変更を行う予定である。</p>

